

# 放課後児童クラブの基準等について

# 基準の範囲・方向性について

## ◎基準として定める事項について、どのように考えるか。

### 【論点・検討の視点】

- 以下の内容等を踏まえ、検討する。
  - ・ 「子ども・子育て新システム基本制度」で例示された内容（「施設、開所日数、開所時間など」）
  - ・ 放課後児童クラブガイドラインで示している内容（例えば、関係機関・地域との連携についての事項、安全対策についての事項等）
  - ・ 他の制度で定められている基準の内容（例えば、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等）
- 省令基準として全て定めるのではなく、通知、ガイドライン等で定めるべきものもあるのではないか。

### ＜委員の主な意見＞

- ・ 基準策定の際に運営ができなくなるクラブがないよう、激変緩和策や経過措置を設けることが必要ではないか。
- ・ 基準の水準をどこに置くか検討する際、時代の要請に沿った優先順位を付けていくことが必要ではないか。
- ・ 放課後児童クラブがどのように充実されていくかについては、長期的・短期的両方のプランを作りながら、今はどの時点だということを確認して基準を作る必要があるのではないか。
- ・ 基準を守っていくための保証が必要ではないか。
- ・ 現在保育所に通っている子どもたちが数年後に放課後児童クラブに来ることを考えて準備することが必要ではないか。
- ・ 異年齢交流が進むため、居場所としての環境、サービスの質の向上ということも検討していく必要があるのではないか。

◎子ども・子育て新システムに関する基本制度（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）抄

子ども・子育て支援事業（仮称）

#### 4. 放課後児童クラブ

- 質を確保する観点から、職員の資格、員数、施設、開所日数・開所時間などについて、国は法令上の基準を新たに児童福祉法体系に設定する。
  - 国が定める基準を踏まえ、市町村が基準を条例で定める。職員の資格、員数については、現行の事業実態を踏まえ、「従うべき基準」とすることも含め、法案提出までに整理する。
- (略)

# 放課後児童クラブガイドラインについて

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

## ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

### 1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

### 2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

### 3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

### 4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

### 5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

### 6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
  - ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
  - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
  - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
  - ④ 基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
  - ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
  - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
  - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

### ○その他

#### 7. 保護者への支援・連携

- ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。

#### 8. 学校との連携

- ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。

#### 9. 関係機関・地域との連携

#### 10. 安全対策

#### 11. 特に配慮を必要とする児童への対応

#### 12. 事業内容等の向上について

- ・ 放課後児童指導員の資質の向上のため積極的に研修を実施し、又は受講させること。
- ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。

#### 13. 利用者への情報提供等

#### 14. 要望・苦情への対応

# 従事する者（職員の資格）【従うべき基準】

## ◎職員の資格について、どのように考えるか。

### 【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインでは、放課後児童クラブには放課後児童指導員を配置することとしており、放課後児童指導員は「児童の遊びを指導する者」（※）の資格を有する者が望ましいとしている。

※ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条で定める者

- 指導員のうち「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者は、約7割となっている。

### 【論点・検討の視点】

- 職員の資格について、どのように考えるか。また、業務に従事する職員の全員に資格を求めるか。
- 職員の質を向上させるための研修について、どのように考えるか。

### ＜委員の主な意見＞

- ・ 対象学年が拡大されると、指導員の専門性もより重要となってくるため、指導員の研修を行うことが必要ではないか。
- ・ 資格が厳格化されると、無資格者が解雇を迫られる状況となってしまうため、どう対応するか、検討が必要ではないか。
- ・ 指導員の資格について、無資格者に対する経過措置や研修の受講によって担保することが必要ではないか。
- ・ 発達障害児の指導に非常に課題を感じているクラブが多い。
- ・ 職員の資質・スキルの担保のためには、基礎から専門までの科目設定や履修状況の管理などしっかりした研修制度が必要ではないか。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

## 5. 職員体制

放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

# 「児童の遊びを指導する者」の基準

## (「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条」)

- ・ 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- ・ 保育士
- ・ 社会福祉士
- ・ 高卒等の者であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- ・ 教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校）
- ・ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等

### ◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)

(職員)

第三十八条 児童厚生施設には、児童の遊びを指導する者を置かなければならない。

2 児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

二 保育士の資格を有する者

三 社会福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

五 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、都道府県知事）が適当と認めたもの

イ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

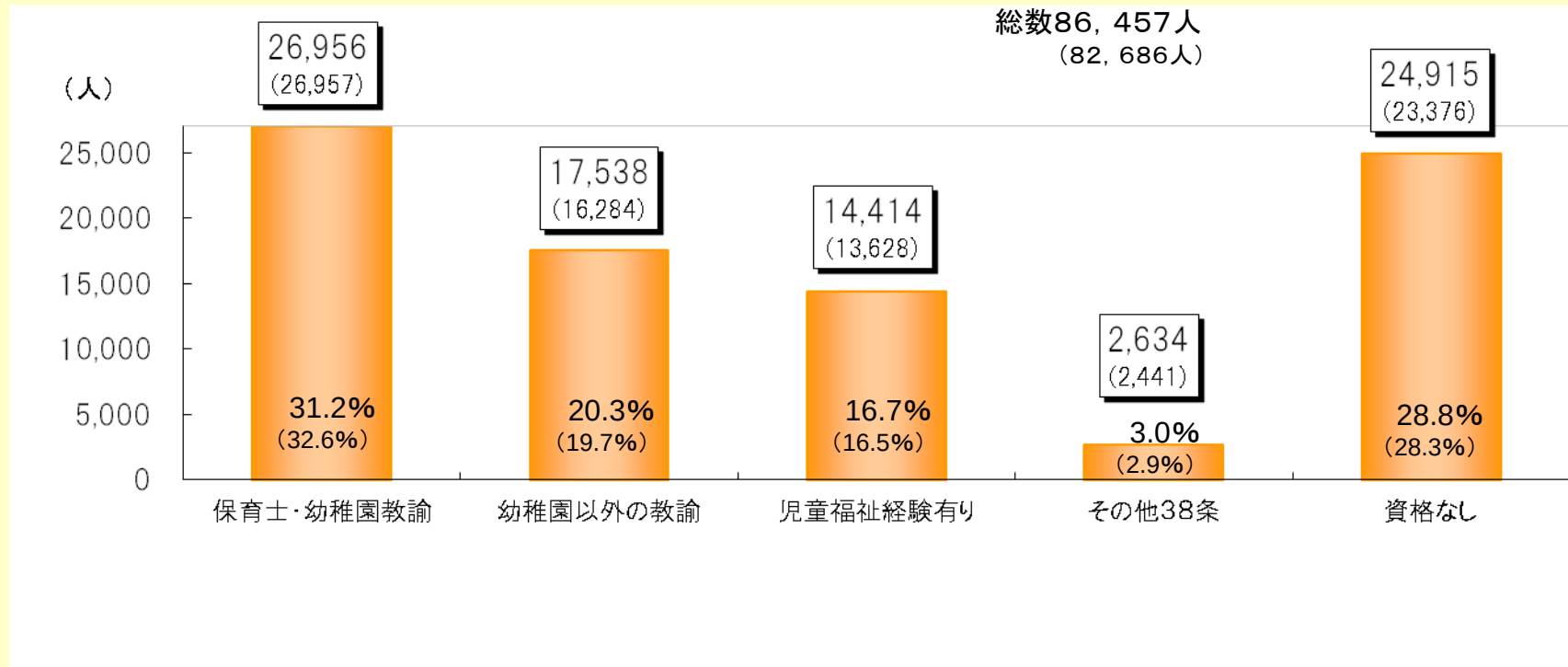
ロ 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

ハ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

ニ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

# 放課後児童指導員の資格の状況

- 放課後児童指導員は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者が望ましいとしているが、約3割は、資格なしとなっている。



注1: ( )内は昨年の数値である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2: 「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条第2項に該当する者の基準。

注3: 放課後児童健全育成事業実施要綱及び放課後児童クラブガイドラインにおいて、放課後児童指導員は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者が望ましいとしている。

※平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)



# 研修の実施状況について

○ 事業理解に関する内容や運営にあたって課題となっている内容を中心に研修科目が取り上げられている。

＊平成23年度中に都道府県、指定都市、中核市(108県・市)が実施した放課後児童健全育成事業の研修について、研修内容の把握を行ったもの。(国庫補助の有無を問わない。)

＊実施自治体数の多い順に、主な研修内容として上位10項目を掲載。

|    | 研修科目                      |       | 実施自治体数<br>(108県・市) |
|----|---------------------------|-------|--------------------|
| 1  | 発達障害など配慮を必要とする子どもへの支援     | 講義    | 86県・市              |
| 2  | 基礎理解(児童福祉概論、放課後児童クラブ制度概要) | 講義    | 57県・市              |
| 3  | ゲーム・遊び                    | 実技・演習 | 56県・市              |
| 4  | 子どもの発達の理解(児童発達理論)         | 講義    | 53県・市              |
| 5  | 事故やケガの防止と対応               | 講義    | 49県・市              |
| 6  | 集団援助活動(グループワーク)           | 実技・演習 | 46県・市              |
| 7  | 遊びの支援、仲間づくり               | 講義    | 38県・市              |
| 8  | 防災・防犯対策                   | 講義    | 36県・市              |
| 9  | 保護者への支援と連携                | 講義    | 34県・市              |
| 10 | 健康・衛生管理                   | 講義    | 29県・市              |

# 員数【従うべき基準】

## ◎職員員の員数について、どのように考えるか。

### 【現状】

- 2人以上の指導員を配置しているクラブは、約95%となっている。
- 放課後児童クラブガイドライン、国庫補助基準では、指導員の員数は定めていない。

### 【論点・検討の視点】

- 児童数の規模に応じた職員の数について、どのように考えるか。
  - ・ 保育所では、例えば満4歳以上の幼児おおむね30人につき、保育士を1人以上配置することとされている。また、保育所1につき2人を下ることはできないとされている。
  - ・ 児童自立生活援助事業では、事業所における指導員の数は、入居者6人までは3人以上、入居者9人までは4人以上、入居者12人までは5人以上…とされている。
  - ・ 小規模住居型児童養育事業では、事業を行う住居ごとに、2人の養育者及び1人以上の補助者を置かなければならないとされている。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

#### 5. 職員体制

放課後児童クラブには、放課後児童指導員を配置すること。放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。



## （参考）

### ◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）抄

（職員）

第三十三条 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「就学前保育等推進法」という。）第七条第一項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあつては、幼稚園（学校教育法第一条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に一日に四時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね三十五人につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね二十人につき一人以上）、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね三十五人につき一人以上、長時間利用児おおむね三十人につき一人以上）とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

（職員）

第四十二条 児童養護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあつては看護師を置かなければならない。ただし、児童四十人以下を入所させる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2～7 （略）

### ◎児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）抄

第一条の十四 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、二人の養育者及び一人以上の補助者を置かなければならない。

② 前項の二人の養育者は、一の家族を構成しているものでなければならない。

③ 前二項の規定にかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居に置くべき者を、一人の養育者及び二人以上の補助者とすることができる。

④ 養育者は、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本拠を置く者でなければならない。

# 指導員の数について(1)

- 従事している指導員の数1人のクラブは、5%である。
- 「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者がいないクラブは、4.7%である。

N=11,558か所

## 指導員の数

| 指導員数 | 割合     | クラブ数     |
|------|--------|----------|
| 1人   | 5.0%   | 581か所    |
| 2人   | 27.4%  | 3,164か所  |
| 3人   | 26.5%  | 3,066か所  |
| 4人   | 20.2%  | 2,339か所  |
| 5人以上 | 20.8%  | 2,408か所  |
| 合計   | 100.0% | 11,558か所 |

## 「児童の遊びを指導する者」 の資格を有する者の数

| 有資格者 | 割合     | クラブ数     |
|------|--------|----------|
| 0人   | 4.7%   | 548か所    |
| 1人   | 16.4%  | 1,898か所  |
| 2人   | 31.2%  | 3,603か所  |
| 3人   | 22.4%  | 2,593か所  |
| 4人以上 | 25.2%  | 2,916か所  |
| 合計   | 100.0% | 11,558か所 |

# 指導員の数について(2)

- クラブの規模が大きくなるにつれて指導員が複数配置されているクラブの割合が高くなっている。
- 規模が小さくなるにつれて「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者が配置されていない割合が高くなっている。

N=11,558か所

## 指導員 1 人クラブの規模別内訳

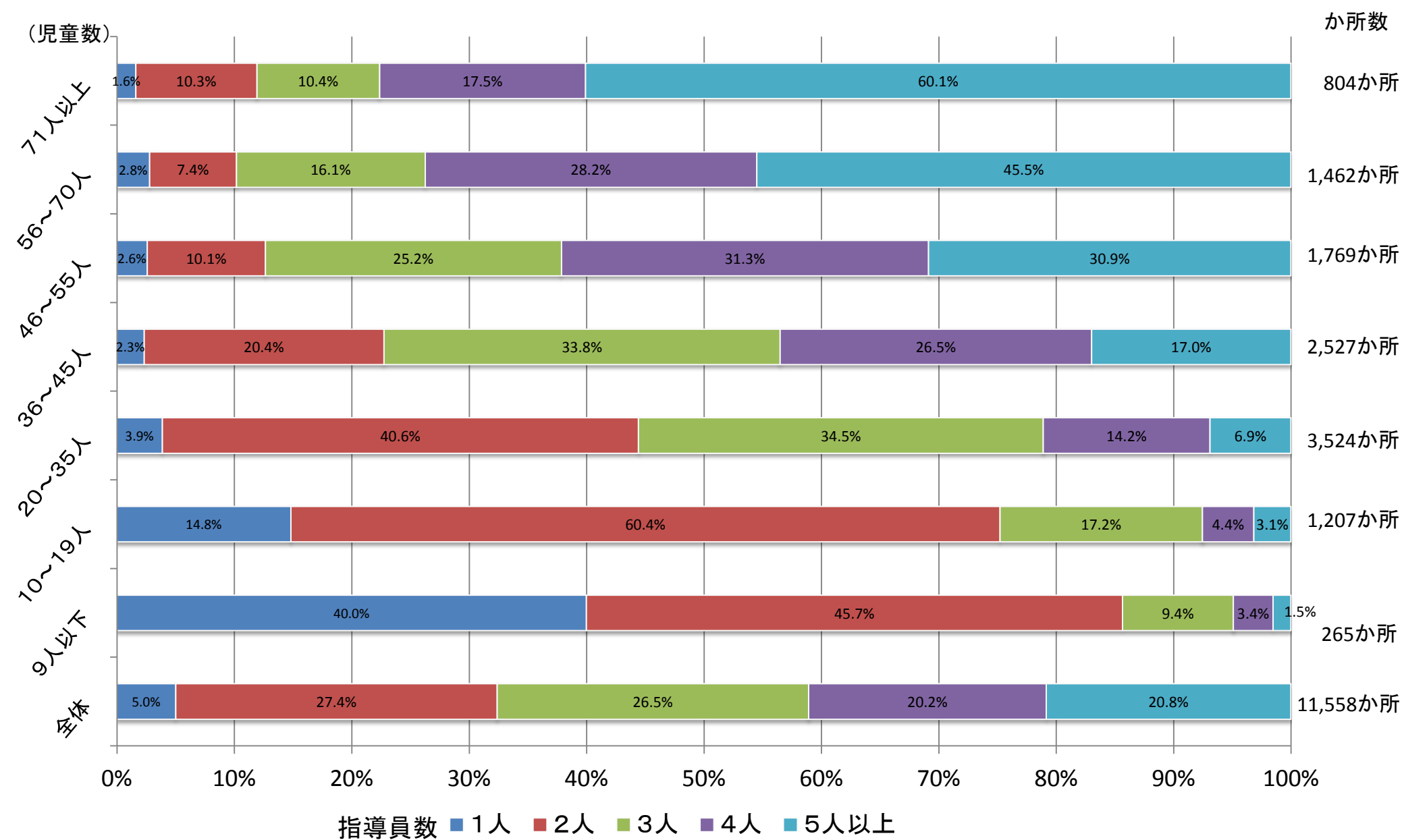
| クラブの規模  | 指導員 1 人のクラブ数／<br>全クラブ数 | 割合    |
|---------|------------------------|-------|
| 9人以下    | 106か所／265か所            | 40.0% |
| 10人～19人 | 179か所／1,207か所          | 14.8% |
| 20人～35人 | 137か所／3,524か所          | 3.9%  |
| 36人～45人 | 59か所／2,527か所           | 2.3%  |
| 46人～55人 | 46か所／1,769か所           | 2.6%  |
| 56人～70人 | 41か所／1,462か所           | 2.8%  |
| 71人以上   | 13か所／804か所             | 1.6%  |
| 合計      | 581か所／11,558か所         | —     |

## 「児童の遊びを指導する者」の資格を有する者がいないクラブの規模別内訳

| クラブの規模  | 資格を有する者がいないク<br>ラブ数／全クラブ数 | 割合    |
|---------|---------------------------|-------|
| 9人以下    | 34か所／265か所                | 12.8% |
| 10人～19人 | 114か所／1,207か所             | 9.4%  |
| 20人～35人 | 204か所／3,524か所             | 5.8%  |
| 36人～45人 | 102か所／2,527か所             | 4.0%  |
| 46人～55人 | 46か所／1,769か所              | 2.6%  |
| 56人～70人 | 29か所／1,462か所              | 2.0%  |
| 71人以上   | 19か所／804か所                | 2.4%  |
| 合計      | 548か所／11,558か所            | —     |

(参考)

# 児童数の規模別にみた指導員数の割合

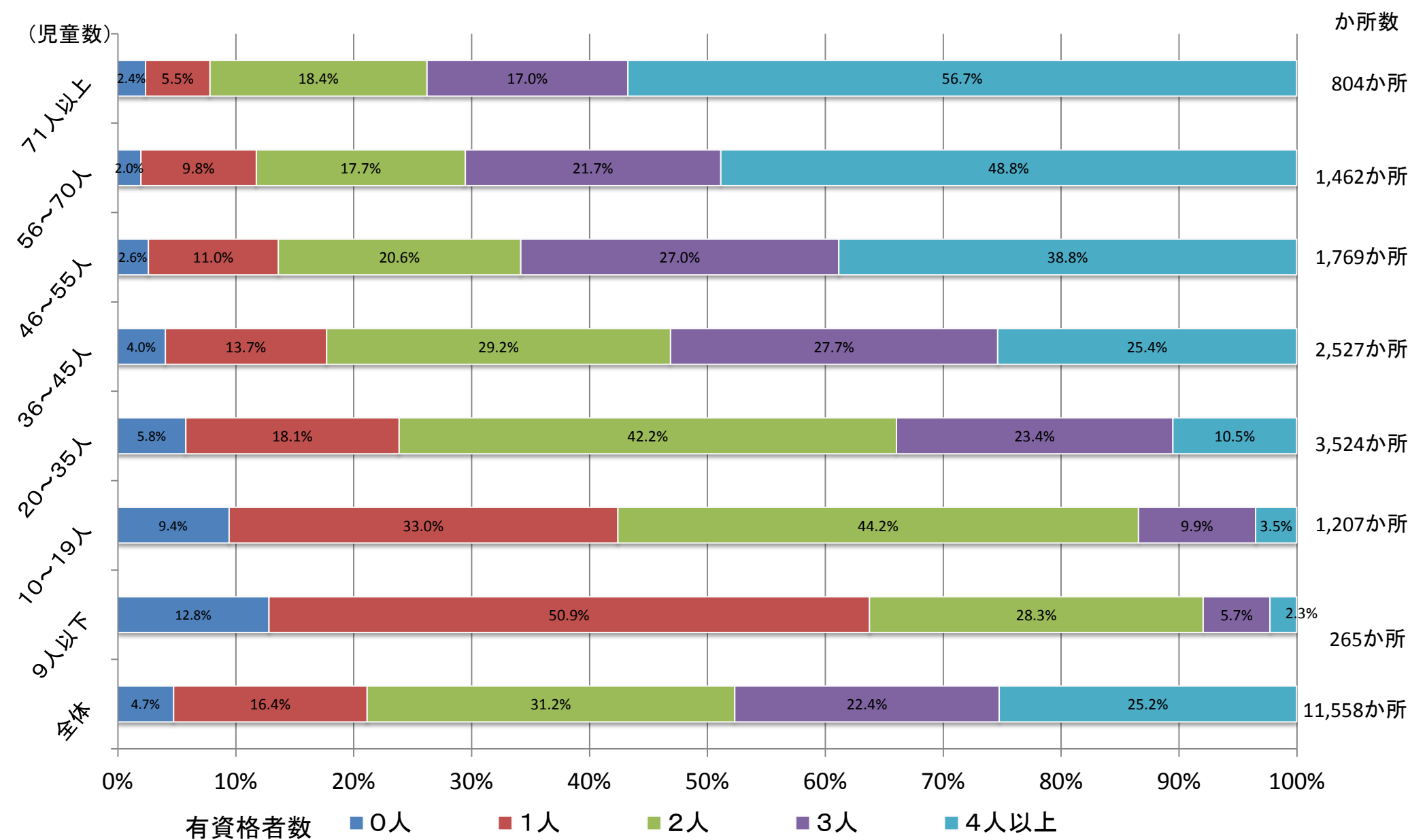


※平成24年10月3日16時頃に從事していた者の数・登録児童数(育成環境課調べ)

N=11,558か所

(参考)

# 児童数の規模別にみた有資格者数の割合



※平成24年10月3日16時頃に從事していた者の数・登録児童数(育成環境課調べ)

N=11,558か所

# 施設・設備【参酌すべき基準】

◎必要な施設・設備について、どのように考えるか。

## 1. 専用室・専用スペース

### 【現状】

- 放課後児童クラブガイドライン、国庫補助基準では、専用の部屋又は間仕切り等で仕切られた専用スペースを確保することとしている。また、放課後児童クラブガイドラインでは、児童1人当たりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましいとしている。  
※ なお、ここでの「専用の部屋」「専用スペース」とは、放課後児童健全育成事業の実施時間に専用で利用できる部屋又はスペースをいう。
- 1.65㎡以上の専用室又は専用スペースを確保しているクラブは約76%（16,098か所）となっている。

### 【論点・検討の視点】

- 専用室・専用スペースの設置について、どのように考えるか。
- 専用室・専用スペースの面積について、どのように考えるか。

## 2. その他の設備（静養室・静養スペース等）

### 【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインでは、子どもの体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを設けることとしている。  
※ なお、ここでの「静養スペース」とは、専用室等の一角を間仕切り等して、休息できる空間を含む。
- 静養スペースを確保しているクラブは、約64%（13,509か所）となっている。



- 放課後児童クラブガイドラインでは、施設・設備について、「事業に必要な設備・備品を備えること」としている。

※ 国庫補助基準では、事業を行うに当たり、活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えることとしている。

## 【論点・検討の視点】

- 静養室・静養スペースの設置について、どのように考えるか。
- 専用室・専用スペース、静養室・静養スペース以外の設備について、どのように考えるか。

### <委員の主な意見>

- ・ 都会では特に場所を探すのが困難。都会では土地も十分でないことを配慮して、面積要件の基準策定が必要ではないか。
- ・ 対象年齢が拡大されることに伴い、高学年にふさわしい支援、施設環境の整備がこれまで以上に重要ではないか。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

#### 4. 施設・設備

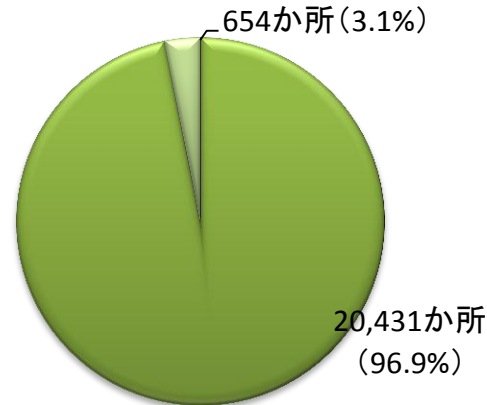
- (1) 児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- (2) 子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。なお、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。
- (3) 施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

# 専用スペースの設置状況について

- 現状では、ほぼすべてのクラブが専用スペースを確保している。
- 約8割のクラブで児童1人当たり1.65㎡以上のスペースを確保している。

## 専用スペースの設置状況

N = 21,085か所



■ 専用スペース有り

■ 専用スペースなし

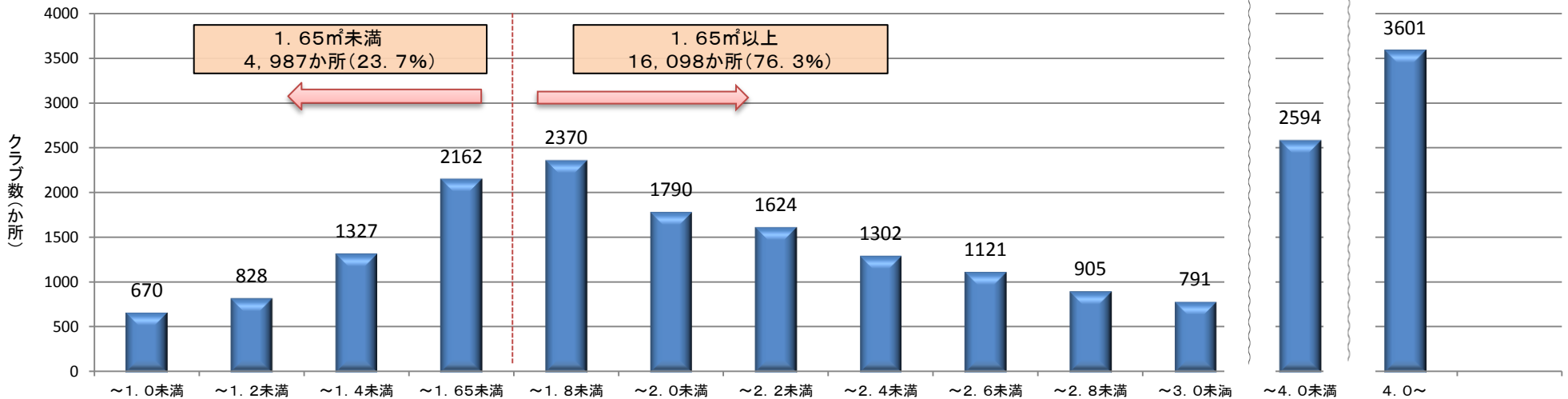
※ここでの「専用スペース」とは、放課後児童クラブの実施時間に専用で利用できる部屋又はスペースをいう。

※平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)

## 児童1人当たりの面積

N = 21,085か所

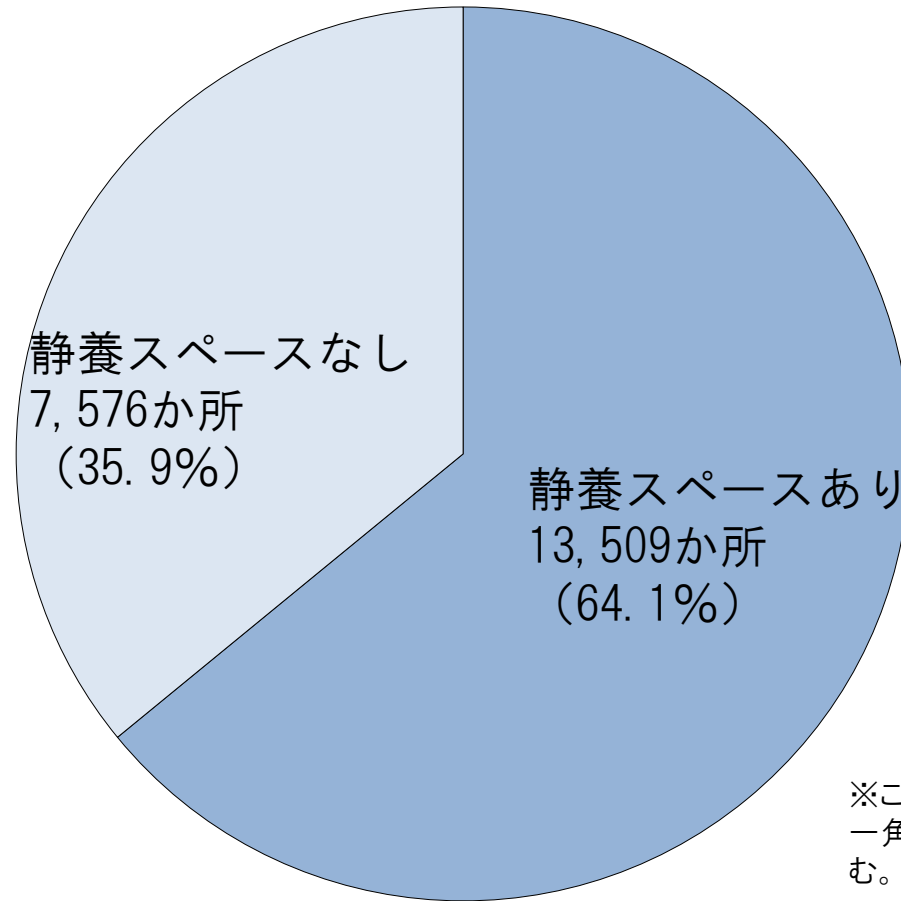
※平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)



一人当たりの面積(㎡)

# 静養スペースの設置状況について

○ 現状では、6割強のクラブが静養スペースを確保している。



※ここでの「静養スペース」とは、専用室等の一角を間仕切り等して、休息できる空間を含む。

N = 21,085か所

※平成24年5月1日現在（育成環境課調べ）

# その他の設備・備品について

○ 都道府県が策定した放課後児童クラブガイドラインでは、その他の設備・備品に係る規定は、自治体によって様々な状況となっている。

①個別の設備・備品を規定、②主な設備・備品を規定、③定義のみ規定 ④定めなし

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【①のタイプ】<br/>静岡県</p>  | <p>○施設整備<br/>ア 児童のための<u>専用スペース</u>を設けること。<br/>イ <u>畳、カーペット、カーテン等</u>の設置により、児童が家庭的な雰囲気の中で、休息や活動ができるように配慮すること。<br/>ウ 子どもが体調が悪い時などに休息できる<u>静養スペース</u>を確保すること。<br/>エ 安全管理のため、<u>施錠装置</u>を取り付けること。<br/>オ 児童数に応じたトイレ、手洗いができる<u>設備</u>を設けること。<br/>カ 活動に必要な<u>十分な明るさ</u>を確保すること。<br/>キ 活動に必要な<u>十分な電気設備及びコンセント数</u>を確保すること。<br/>ク 靴や靴をおく場所を確保すること。<br/>ケ <u>専用の出入口</u>を確保すること。<br/>コ コップ等の食器類や汚れ着の<u>洗い場、足洗い場</u>を設けること。<br/>ただし、<u>ウ、オ及びコについては、他の施設に整備されているもので、対象児童の利用について十分な便宜が図られている場合にはこの限りではありません。</u></p> | <p>○備品等の設備整備<br/>ア 学習活動や生活のための<u>座机等</u>を整備すること。<br/>イ 食品の保存に注意をするため、<u>冷蔵庫や食器ケース</u>を整備すること。<br/>ウ 活動用の<u>遊具、図書、テレビ等</u>を整備すること。<br/>エ 靴や靴をおくロッカーや<u>棚</u>を整備すること。<br/>オ <u>活動材料などを整理するロッカーや棚</u>を整備すること。<br/>カ <u>冷暖房器具、洗濯機</u>を整備すること。<br/>キ <u>火災報知器や消化器</u>を整備すること。<br/>ク 放課後児童指導員の<u>事務机、保護者等と連絡を取るための電話等</u>を整備すること。</p> |
| <p>【②のタイプ】<br/>栃木県</p>  | <p>3. 施設・設備に関すること<br/>(前略)…また、子どもが体調の悪いときなどに休息できる静養スペースを確保するとともに、<u>児童数に応じたロッカー、下駄箱、男女別のトイレ、おやつを提供するための台所設備等</u>を設けましょう。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| <p>【③のタイプ】<br/>神奈川県</p> | <p>(5) 施設・設備<br/>○ 施設・設備については、衛生及び安全が確保されていると共に、<u>事業に必要な設備・備品を備える。</u></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

【参考】放課後児童クラブガイドライン  
(平成19年10月19日雇用均等・児童家庭局長通知)

4. 施設・備品  
(3) 施設・設備については、衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

# 開所日数【参酌すべき基準】

## ◎開所日数について、どのように考えるか。

### 【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインでは、開所日は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」としている。
- 国庫補助基準では、開所日は、放課後児童の就学日数、地域の実情等を考慮し、年間250日以上開所することとしている。ただし、ニーズ調査の結果実態として250日以上開所する必要がないクラブについては、特例として200日以上でも補助の対象としている。

※ 250日以上開所しているクラブは約95%（20,049か所）。

### 【論点・検討の視点】

- 開所日数について、どのように考えるか。

※ なお、平成25年度の場合、

- ・ 土／日／祝日（年末年始等は除く）以外開所した場合：247日
- ・ 日／祝日（年末年始等は除く）以外開所した場合：298日

となる。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

### 3. 開所日・開所時間

開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。

また、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること。

なお、新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れること。

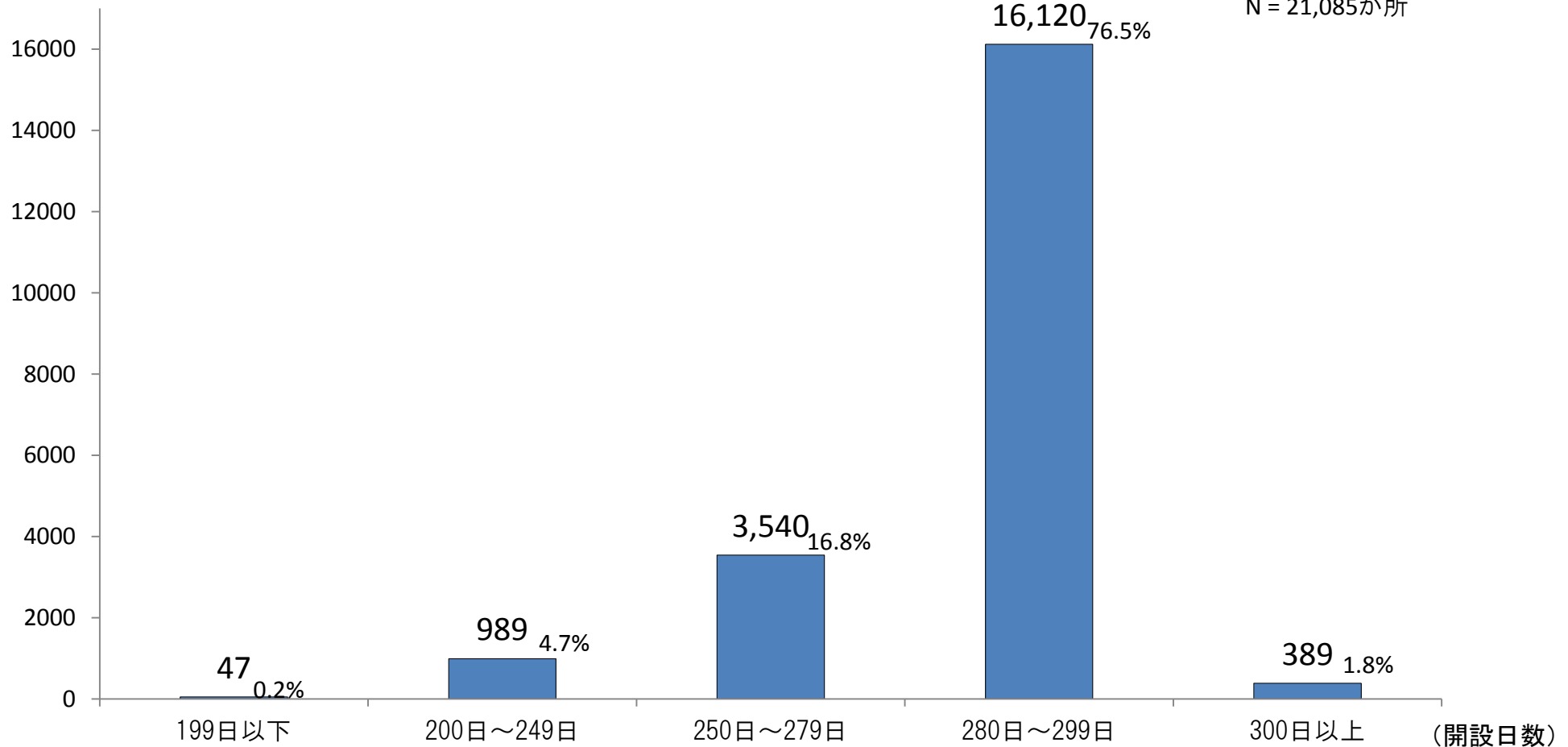
# 開所日数の状況について

○ 現状、ほとんどのクラブが250日以上開所しており、280日以上開所しているクラブは約8割となっている。

クラブ数(か所)

## 年間開設日数別クラブ数

N = 21,085か所



※平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)

# 開所時間【参酌すべき基準】

◎開所時間（平日・休日）について、どのように考えるか。

## 1. 平日の開所時間

### 【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインでは、開所時間は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」としている。
  - ※ 国庫補助基準では、平日の開所時間は1日平均3時間以上とすることとしている。
- 平日の開所時間別のクラブの割合を推計すると、5時間開所しているクラブの割合が約29%と最も高く、次いで6時間開所しているクラブが約27%となっている。

### 【論点・検討の視点】

- 平日の開所時間について、どのように考えるか。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

### 3. 開所日・開所時間

開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。  
また、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること。  
なお、新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れること。



## 2. 休日の開所時間

### 【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインでは、開所時間は「子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること」とした上で、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については「保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること」としている。  
※ 国庫補助基準では、「長期休暇期間などについては、子どもの活動状況や保護者の就労状況等により、原則として1日8時間以上開所すること」としている。
- 休日の開所時間別のクラブの割合を推計すると、10時間開所しているクラブの割合が約41%と最も高く、次いで9時間開所しているクラブが約33%となっている。
- 休日に開所しているクラブのうち、休日8時間以上開所しているクラブの割合は98.1%となっている。

### 【論点・検討の視点】

- 休日の開所時間について、どのように考えるか。

◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

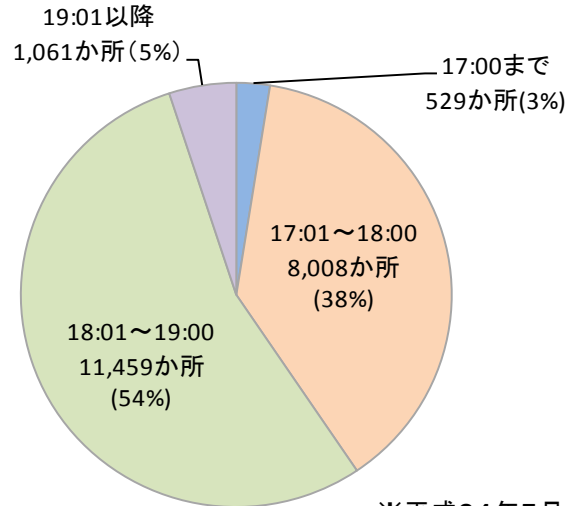
### 3. 開所日・開所時間

開所日、開所時間については、子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定すること。  
また、土曜日、長期休業期間、学校休業日等については、保護者の就労実態等をふまえて8時間以上開所すること。  
なお、新1年生については、保育所との連続を考慮し、4月1日より受け入れること。

# 放課後児童クラブの終了時刻について

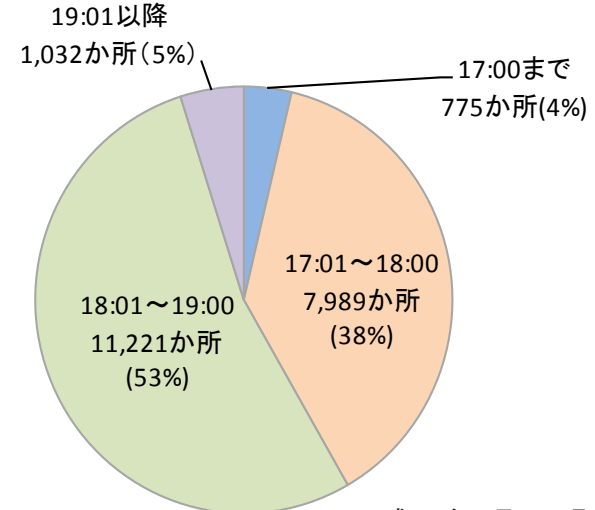
- 平日・休日ともに、18:01以降に閉所するクラブが全体の約6割を占める。
- 平日と休日とを比較して、終了時刻に大きな差は見られない。

○終了時刻の状況(平日)



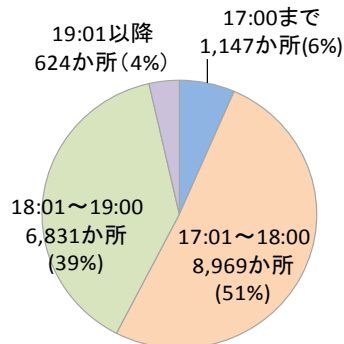
※平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)

○終了時刻の状況(休日)

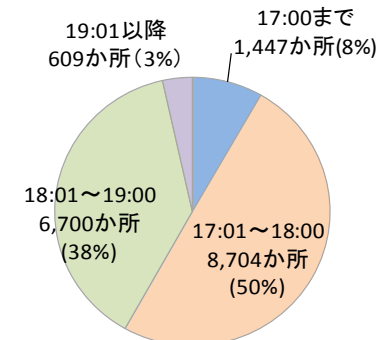


※平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)

(参考)20年



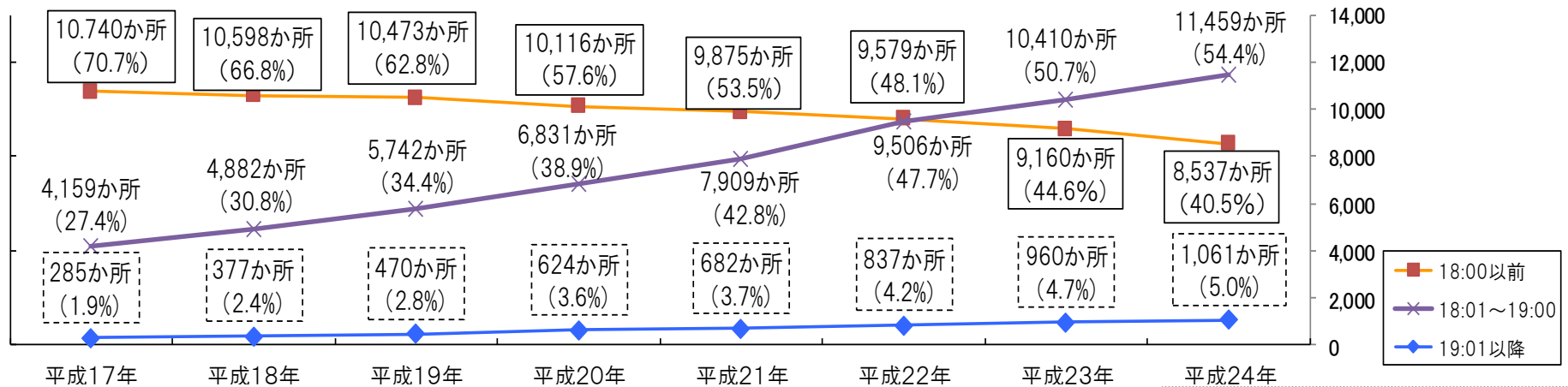
(参考)20年



# 放課後児童クラブの終了時刻の推移等について

## 【平日の終了時刻の推移】

○ 終了時刻は18:00までに終了するクラブが減り、18:00を越えて開設するクラブ数が年々増加している。



(注1) 各年5月1日現在(育成環境課調べ)

(注2) ( )内は、各年の総数に占める割合

(注3) 長期休暇のみ開所するクラブを除く

## 【放課後児童クラブと保育所との終了時間の比較】

18:01以降に閉所は、クラブが59.4%となっているのに対し、保育所は84.7%となっている。

| 終了時刻     |      | 17:00以前 | 17:01～18:00 | 18:01～19:00 | 19:01以降 | 計      |
|----------|------|---------|-------------|-------------|---------|--------|
| 放課後児童クラブ | か所数  | 529     | 8,008       | 11,459      | 1,061   | 21,057 |
|          | (割合) | 2.5%    | 38.0%       | 54.4%       | 5.0%    | 100.0% |
| 保育所      | か所数  | 228     | 3,091       | 14,038      | 4,394   | 21,751 |
|          | (割合) | 1.0%    | 14.2%       | 64.5%       | 20.2%   | 100.0% |

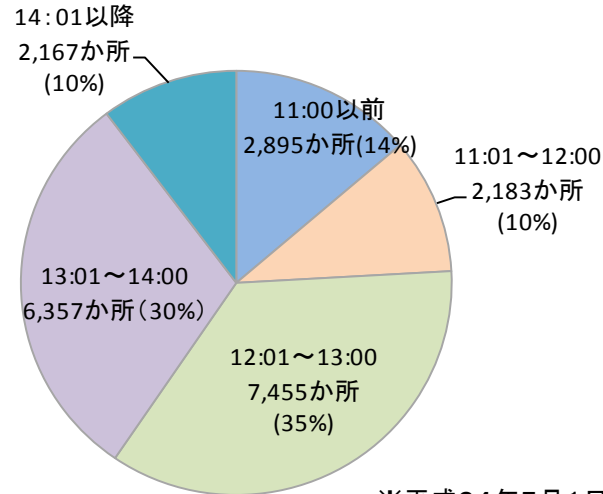
※放課後児童クラブは平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)、保育所は平成23年10月1日現在(社会福祉施設等調査報告)

※放課後児童クラブは平日における終了時刻(長期休暇のみ開所するクラブを除く(28か所))

# 放課後児童クラブの開所時刻について

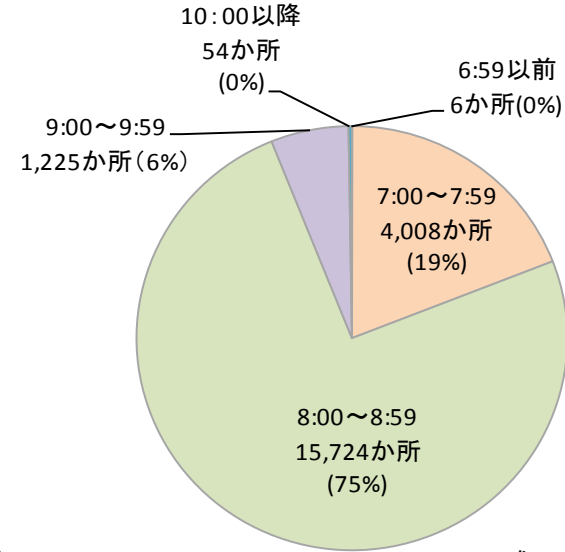
- 平日は、12:01～14:00の間に開所するクラブが全体の約6割を占めるが、開所時刻にはバラツキがある。
- 休日は、ほとんどのクラブが8:59以前に開所している。

○開所時刻の状況(平日)



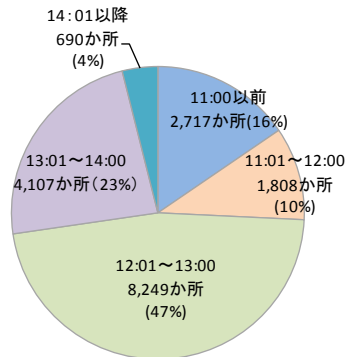
※平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)

○開所時刻の状況(休日)

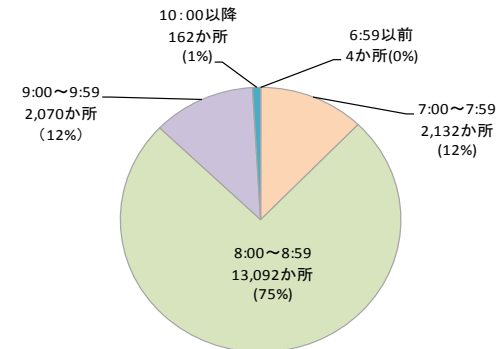


※平成24年5月1日現在(育成環境課調べ)

(参考)20年



(参考)20年

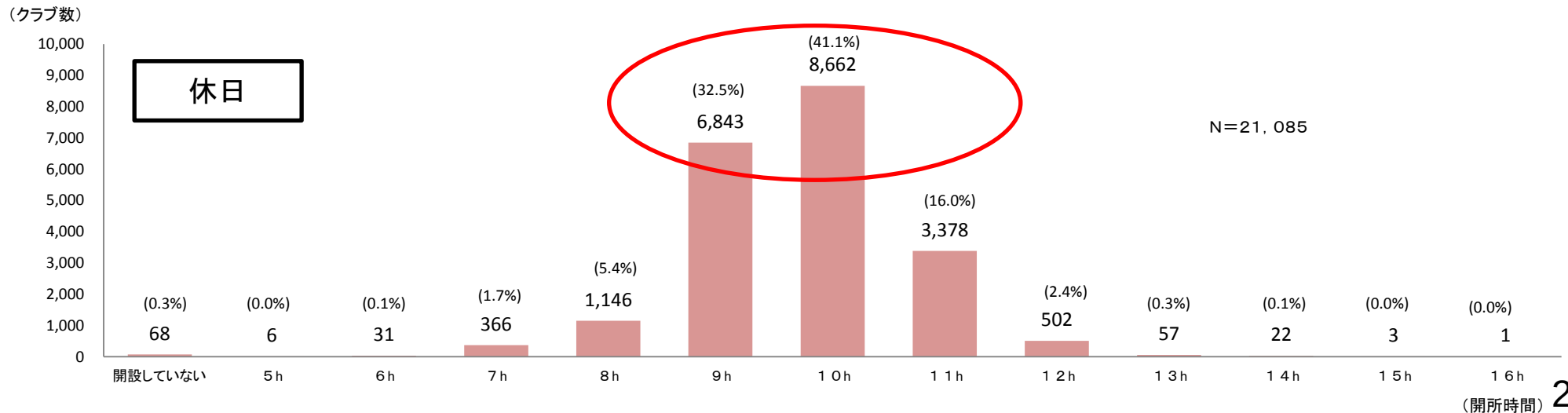
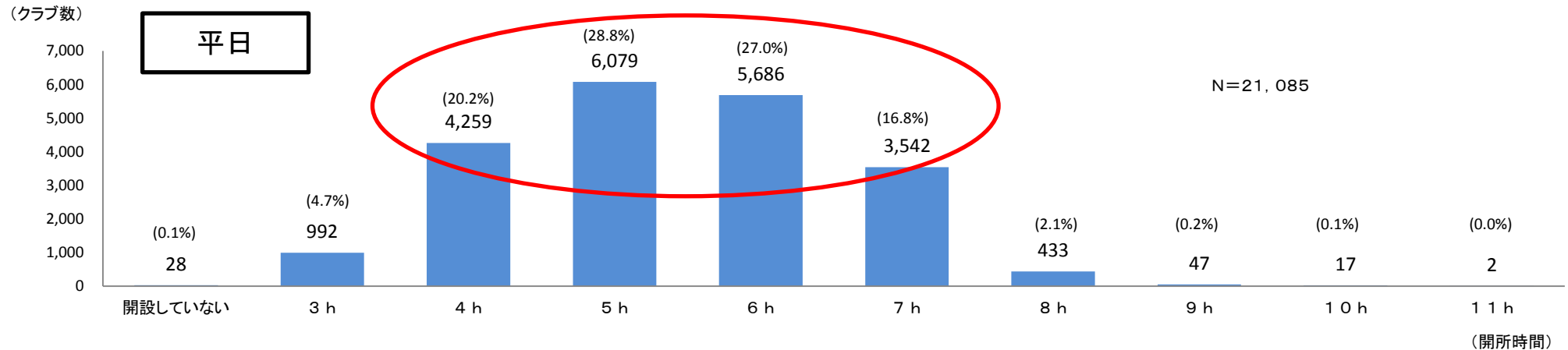


# 開所時間数について(推計)

○ 平日について、75%のクラブが5時間以上開所しているものの、各クラブごとの開所時間数にはバラツキがある。

○ 休日について、ほぼ全てのクラブで8時間以上開所している。

\* 各クラブの開所時刻、終了時刻を基に開所時間数を推計。(平成24年5月1日現在、育成環境課調べ)



# その他の基準【参酌すべき基準】

## ◎その他の基準について、どのようなものが考えられるか。

### 【現状】

- 放課後児童クラブガイドラインで示している内容、他の制度で定められている基準の内容については、資料2を参照。
- なお、放課後児童クラブガイドラインにおいて、具体的な数値基準を示しているのは、開所時間、施設・設備の基準を除くと、「集団規模」のみ。
- 放課後児童クラブガイドラインでは、「集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい」、「1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること」としている。

### 【論点・検討の視点】

- その他の基準として、どのようなものを定めるか。
- 集団規模について、基準とすべきかどうかも含め、どのように考えるか。

### ＜委員の主な意見＞

- ・ 「安全対策・緊急時対応の強化」、「事業運営における権利擁護・法令遵守の徹底」、「放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容の明確化」、「保護者からの相談の対応、家庭での養育に特別な支援を必要とする家庭の子どもへの対応」が、強化すべき課題ではないか。
- ・ 要支援度を考慮した入所選考基準の見直しや、利用実績の低い場合の退所の調整、入会ができなかった保護者への情報開示・公開といったことも視野に入れる必要があるのではないか。
- ・ 学校、保育所等との情報共有・連携が必要ではないか。また、行事参加などの施設外での関わりについてどのように目を向けていくか。
- ・ 高学年が遅くまで児童館やクラブで過ごす場合、児童単独での退室も考えられるため、安全面の観点から、保護者との連携の緊密化が不可欠ではないか。

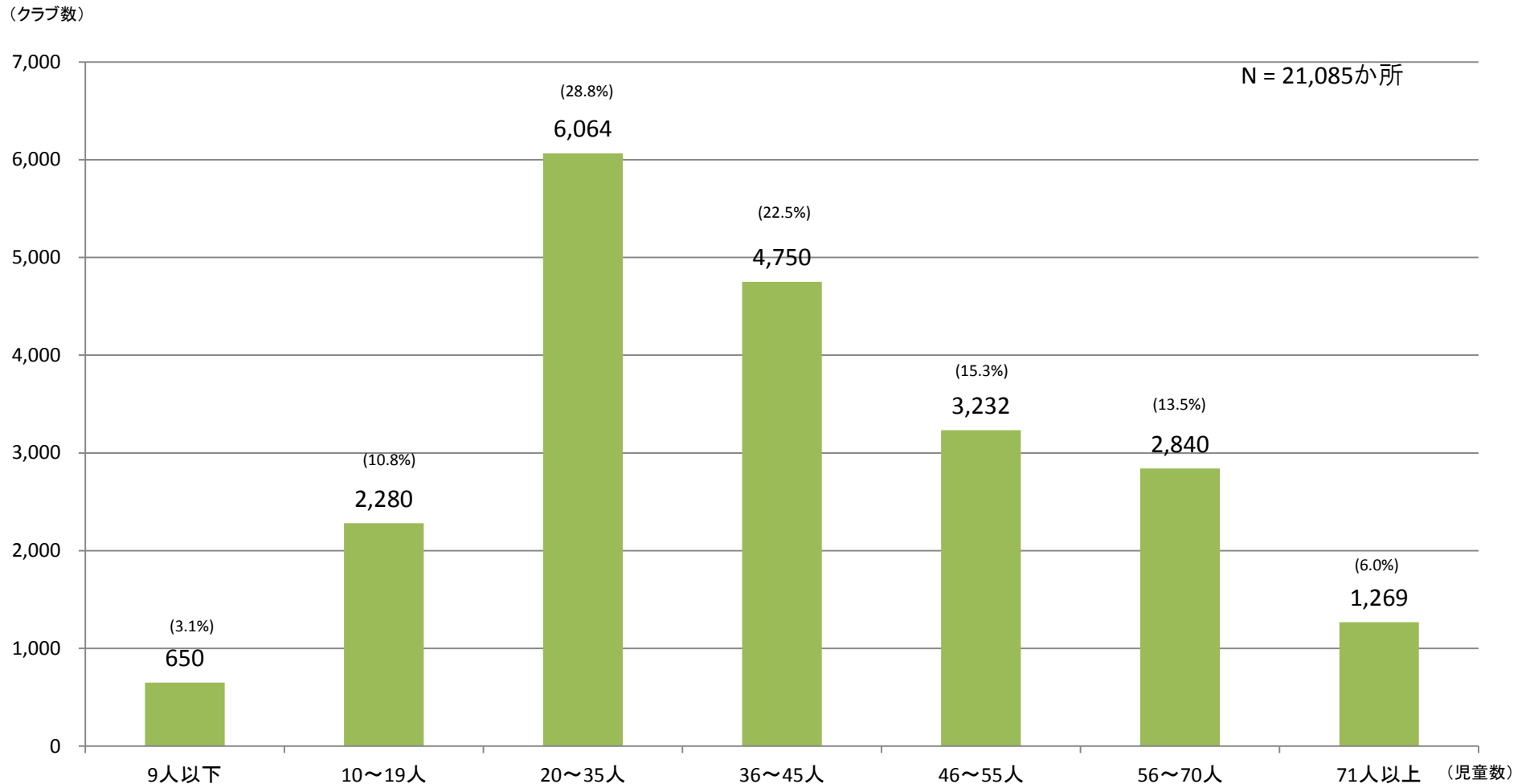
◎放課後児童クラブガイドライン（雇児発第1019001号平成19年10月19日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）抄

### 2. 規模

放課後児童クラブにおける集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。  
また、1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

# 実施規模別クラブ数の状況について

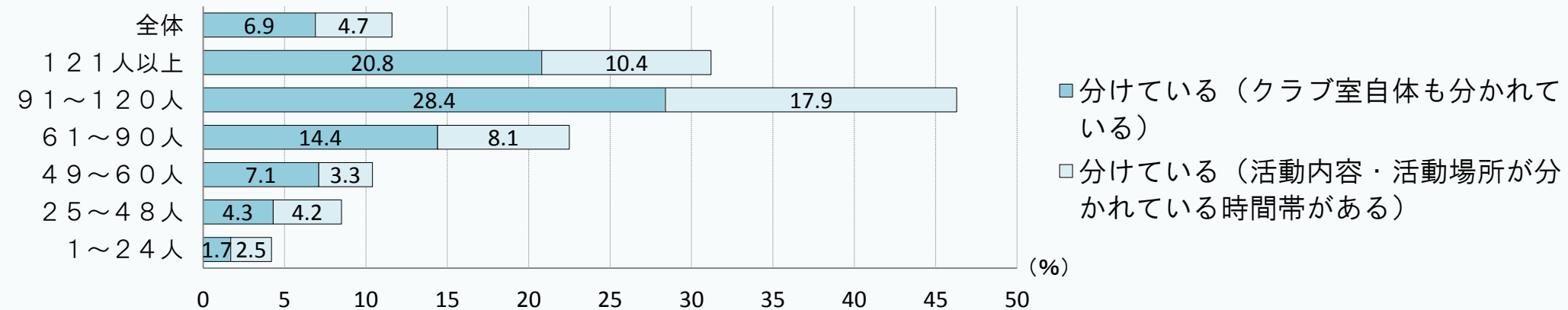
○ 9割以上のクラブにおいて、実施規模が70人以下となっているものの、1200か所程度のクラブにおいて、71人以上の大規模クラブが存在している。



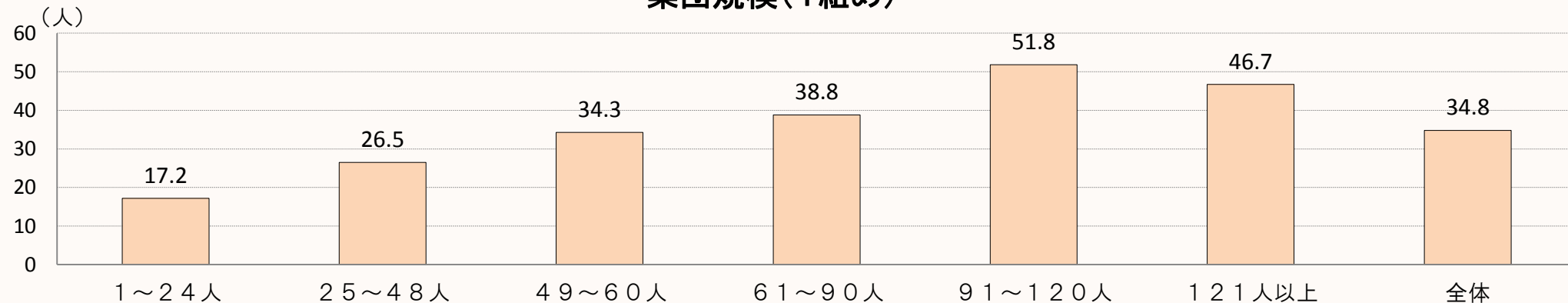
# 集団規模について

- 登録児童数が61人以上の施設では、複数集団に「分けている」という回答がそれ以下の施設に比べて多くなっている。
- また、児童を複数の集団に分けている施設では、「1組め」の平均は34.8人となっている。また、登録児童数が91～120人では「1組め」の平均が51.8人と多くっており、おおむね登録児童数が多い施設ほど1組の人数も多い傾向がみられる。

## 複数集団に分けての運営



## 集団規模(1組め)





# その他の論点

## ◎放課後児童クラブの利用手続について、どのように考えるか。

### <委員の主な意見>

- ・ 要支援度を考慮した入所選考基準の見直しや、利用実績の低い場合の退所の調整、入会ができなかった保護者への情報開示・公開といったことも視野に入れる必要があるのではないか。（再掲）

## ◎児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされたが、事業の運用に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

### <委員の主な意見>

- ・ 対象学年が拡大されると、指導員の専門性もより重要となってくるため、指導員の研修を行うことが必要ではないか。（再掲）
- ・ 対象年齢が拡大されることに伴い、高学年にふさわしい支援、施設環境の整備がこれまで以上に重要ではないか。（再掲）
- ・ 異年齢交流が進むため、居場所としての環境、サービスの質の向上ということも検討していく必要があるのではないか。（再掲）
- ・ 高学年が遅くまで児童館やクラブで過ごす場合、児童単独での退室も考えられるため、安全面の観点から、保護者との連携の緊密化が不可欠ではないか。（再掲）

## ◎放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携した取組の実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

## ◎児童館における放課後児童クラブの実施に当たり配慮すべき点について、どのように考えるか。

### <委員の主な意見>

- ・ 児童館とクラブで合同で研修を実施するなどして、資質の向上を図ることが必要ではないか。

## ◎その他の事項について、どのようなものが考えられるか。